

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

○建築基準法による道路位置の指定(二件)……………

……………(都市整備局多摩

建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課)……………

○都道の区域変更……………(建設局道路管理部路政課)……………

告示 (海区漁調)

○東京都八丈島近海漁場に設置した浮魚礁における漁業の制限……………

公告

○放置車両確認事務の委託(二十件)……………(警視庁)……………

告示

●東京都告示第六十号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和五年一月二十六日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

指定に係る道路の種類
指定年月日
指定に係る道路の位置
指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第一項第五号の規定による道路
令和四年十一月二十一日
青梅市東青梅二丁目五番二十三及び同番三十一の各一部
令和四年十一月二十一日
青梅市東青梅二丁目五番二十三及び同番三十一の各一部
延長
三〇・四二
幅員
四・〇〇

●東京都告示第六十一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和五年一月二十六日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

指定に係る道路の種類
指定年月日
指定に係る道路の位置
指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第一項第五号の規定による道路
令和五年一月十一日
稲城市大字矢野口字松葉二千三十六番四及び同番四地先及び二千三十七番の一部
延長
六・一八
幅員
四・五一

●東京都告示第六十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。
その関係図面は、令和五年一月二十六日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
令和五年一月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

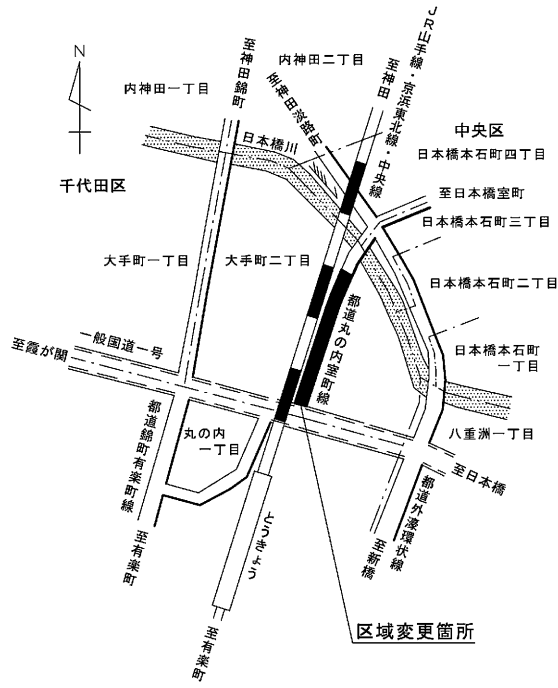
一 路線名 丸の内室町

二 変更の区間 千代田区大手町二丁目六番地内から同所三番地内まで

三 変更の概要 別図表示のとおり

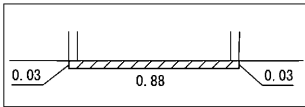
別図

都道丸の内室町線区域変更略図
千代田区大手町二丁目地内

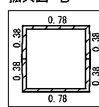


延長 三六・六七メートル
面積 七・四九平方メートル

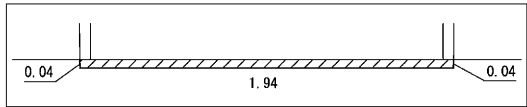
拡大図 A



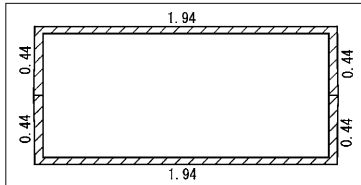
拡大図 B



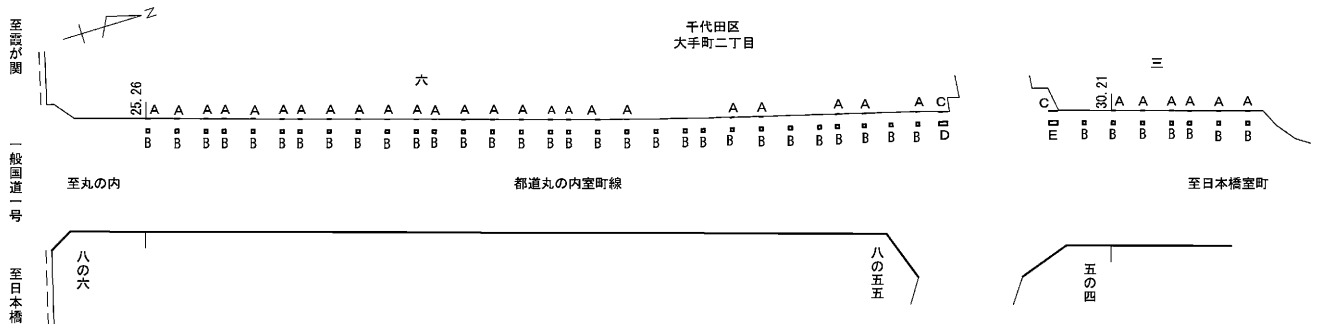
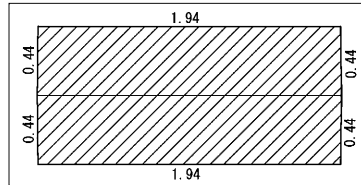
拡大図 C



拡大図 D



拡大図 E



告 示 (海区漁調)

●東京漁調指示第一号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百十條第一項の規定に基づき、東京都八丈島近海漁場に設置した浮魚礁における漁業について、次のとおり制限する。

令和五年一月二十六日

東京海区漁業調整委員会

会長 有 元 貴 文

(定義)

一 この指示において「浮魚礁」とは、東京都八丈町が八丈島近海漁場に設置した次に掲げる浮魚礁をいう。

- (一) 八丈小島の南西約九千メートル(アンカー設置位置は、北緯三十三度三分十八・五四秒(測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十一条第三項に規定する世界測地系による。以下同じ。)、東経百三十九度三十八分三・〇六秒の位置)に設置した第一浮魚礁
- (二) 八丈島の南南東約一万六千四百メートル(アンカー設置位置は、北緯三十二度五十五分八・一〇秒、東経百三十九度五十五分十八・三〇秒の位置)に設置した第二浮魚礁
- (三) 八丈島の東北東約一万六千メートル(アンカー設置位置は、北緯三十三度十二分〇・一二秒、東経百三十九度五十七分三十・三〇秒の位置)に設置した第三浮魚礁
- (四) 八丈小島の北西約八千七百メートル(アンカー設置位置は、北緯三十三度十分四十六・八六秒、東経百三十九度三十六分二十二・〇八秒の位置)に設置した第

六浮魚礁

(浮魚礁の漁場範囲)

二 浮魚礁の漁場範囲は、次の区域とする。

- (一) 第一浮魚礁においては、次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの点を順次結んだ線によって囲まれた区域
 - イ 北緯三十三度三分三十六秒、東経百三十九度三十七分三十六秒の点
 - ロ 北緯三十三度三分三十六秒、東経百三十九度三十八分四十八秒の点
 - ハ 北緯三十三度二分三十分、東経百三十九度三十八分四十八秒の点
 - ニ 北緯三十三度二分三十分、東経百三十九度三十七分三十六秒の点
- (二) 第二浮魚礁においては、次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの点を順次結んだ線によって囲まれた区域
 - イ 北緯三十二度五十五分四十一秒、東経百三十九度五十四分三十九秒の点
 - ロ 北緯三十二度五十五分四十一秒、東経百三十九度五十五分五十七秒の点
 - ハ 北緯三十二度五十四分三十五秒、東経百三十九度五十五分五十七秒の点
 - ニ 北緯三十二度五十四分三十五秒、東経百三十九度五十四分三十九秒の点
- (三) 第三浮魚礁においては、次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの点を順次結んだ線によって囲まれた区域
 - イ 北緯三十三度十二分三十三秒、東経百三十九度五十六分五十一秒の点
 - ロ 北緯三十三度十二分三十三秒、東経百三十九度五

十八分九秒の点

ハ 北緯三十三度十一分二十七秒、東経百三十九度五十八分九秒の点

ニ 北緯三十三度十一分二十七秒、東経百三十九度五十六分五十一秒の点

(四) 第六浮魚礁においては、次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの点を順次結んだ線によって囲まれた区域

- イ 北緯三十三度十一分二十秒、東経百三十九度三十五分四十三秒の点
- ロ 北緯三十三度十一分二十秒、東経百三十九度三十七分一秒の点
- ハ 北緯三十三度十分十四秒、東経百三十九度三十七分一秒の点
- ニ 北緯三十三度十分十四秒、東経百三十九度三十五分四十三秒の点

(操業の制限)

三 浮魚礁の漁場範囲における操業の制限は、次のとおりとする。

- (一) 総トン数二十トン以上の船舶を使用して操業をしてはならない。
- (二) 令和五年二月一日から同年六月三十日までは、八丈支庁管内所属船舶による操業を優先とする。
- (三) 操業は、日の出から日没までの間とする。

(操業方法等)

四 浮魚礁の漁場範囲における操業方法は、次のとおりとする。

- (一) 操業方法は、ひき縄漁業及び一本釣り漁業(かつお一本釣りを除く。)に限るものとし、それ以外の網漁

業、はえ縄漁業等の操業方法は、禁止とする。

(二) 複数の船舶が操業する場合は、互いに連絡を取り合
い、円滑かつ安全に操業するよう努めなければならない。
い。

(三) 浮魚礁を基点に、その周囲を旋回してひき縄漁業を
操業する場合は、船舶の旋回の方向は時計回りで行う
ものとする。

(四) ひき縄漁業を操業する場合は、トップ竿（かき）の使用は禁
止とする。ただし、地元船舶は、かつお以外の操業時
に限り使用することができる。

(指示の有効期間)

五 この指示の有効期間は、令和五年二月一日から令和六
年一月三十一日までとする。

公 告

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項
の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付
けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の
12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和5年1月26日

警視庁調布警察署長

警視 尾 門 出

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名 称 株式会社ジェイ・エス・エス

(2) 所在地 千代田区平河町一丁目8番2号ー603

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区 域 警視庁調布警察署の管轄区域

(2) 期 間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項
の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付
けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の
12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和5年1月26日

警視庁多摩中央警察署長

警視 島 田 寿 一

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名 称 株式会社ジェイ・エス・エス

(2) 所在地 千代田区平河町一丁目8番2号ー603

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区 域 警視庁多摩中央警察署の管轄区域

(2) 期 間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和5年1月26日

警視庁府中警察署長

警視 小 高 博 之

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社アズ

(2) 所在地 愛知県名古屋市中区錦一丁目16番20号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁府中警察署の管轄区域

(2) 期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和5年1月26日

警視庁小金井警察署長

警視 羽 根 知 秀

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社アズ

(2) 所在地 愛知県名古屋市中区錦一丁目16番20号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁小金井警察署の管轄区域

(2) 期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和5年1月26日

警視庁日野警察署長

警視 本 吉 順 平

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社アズ

(2) 所在地 愛知県名古屋市中区錦一丁目16番20号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁日野警察署の管轄区域

(2) 期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和5年1月26日

警視庁武蔵野警察署長

警視 菅 野 修 司

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社アズ

(2) 所在地 千代田区神田小川町三丁目3番地

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁武蔵野警察署の管轄区域

(2) 期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和5年1月26日

警視庁三鷹警察署長

警視 斉 藤 宏

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社アネシス

(2) 所在地 千代田区神田小川町三丁目3番地

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁三鷹警察署の管轄区域

(2) 期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和5年1月26日

警視庁町田警察署長

警視正 島 貫 匡

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社コアズ

(2) 所在地 愛知県名古屋市中区錦一丁目16番20号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁町田警察署の管轄区域

(2) 期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和5年1月26日

警視庁南大沢警察署長

警視 小 宮 山 文 彦

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社コアズ

(2) 所在地 愛知県名古屋市中区錦一丁目16番20号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁南大沢警察署の管轄区域

(2) 期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和5年1月26日

警視庁高尾警察署長

警視 古 田 淳 史

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社コアズ

(2) 所在地 愛知県名古屋市中区錦一丁目16番20号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁高尾警察署の管轄区域

(2) 期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和5年1月26日

警視庁八王子警察署長

警視正 藤原 靖 浩

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社GFM

(2) 所在地 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目26番22号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁八王子警察署の管轄区域

(2) 期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和5年1月26日

警視庁昭島警察署長

警視 服部 竜 也

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社GFM

(2) 所在地 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目26番22号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁昭島警察署の管轄区域

(2) 期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和5年1月26日

警視庁立川警察署長

警視正 佐川 徹 也

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社アネシス

(2) 所在地 千代田区神田小川町三丁目3番地

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁立川警察署の管轄区域

(2) 期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和5年1月26日

警視庁小平警察署長

警視 田中 勇

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社アネシス

(2) 所在地 千代田区神田小川町三丁目3番地

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁小平警察署の管轄区域

(2) 期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和5年1月26日

警視庁田無警察署長

警視 葛 城 俊 英

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社アネス

(2) 所在地 千代田区神田小川町三丁目3番地

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁田無警察署の管轄区域

(2) 期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和5年1月26日

警視庁東村山警察署長

警視 工 藤 徳 之

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社アネス

(2) 所在地 千代田区神田小川町三丁目3番地

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁東村山警察署の管轄区域

(2) 期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和5年1月26日

警視庁福生警察署長

警視 菊 地 敏 晃

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 シンテイ警備株式会社

(2) 所在地 中央区新富一丁目8番8号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁福生警察署の管轄区域

(2) 期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和5年1月26日

警視庁青梅警察署長

警視 副 島 多 光 生

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 シンテイ警備株式会社

(2) 所在地 中央区新富一丁目8番8号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁青梅警察署の管轄区域

(2) 期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和5年1月26日

警視庁五日市警察署長

警視 高 島 敦

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 シンテイ警備株式会社

(2) 所在地 中央区新富一丁目8番8号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁五日市警察署の管轄区域

(2) 期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和5年1月26日

警視庁東大和警察署長

警視 居 原 豊

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

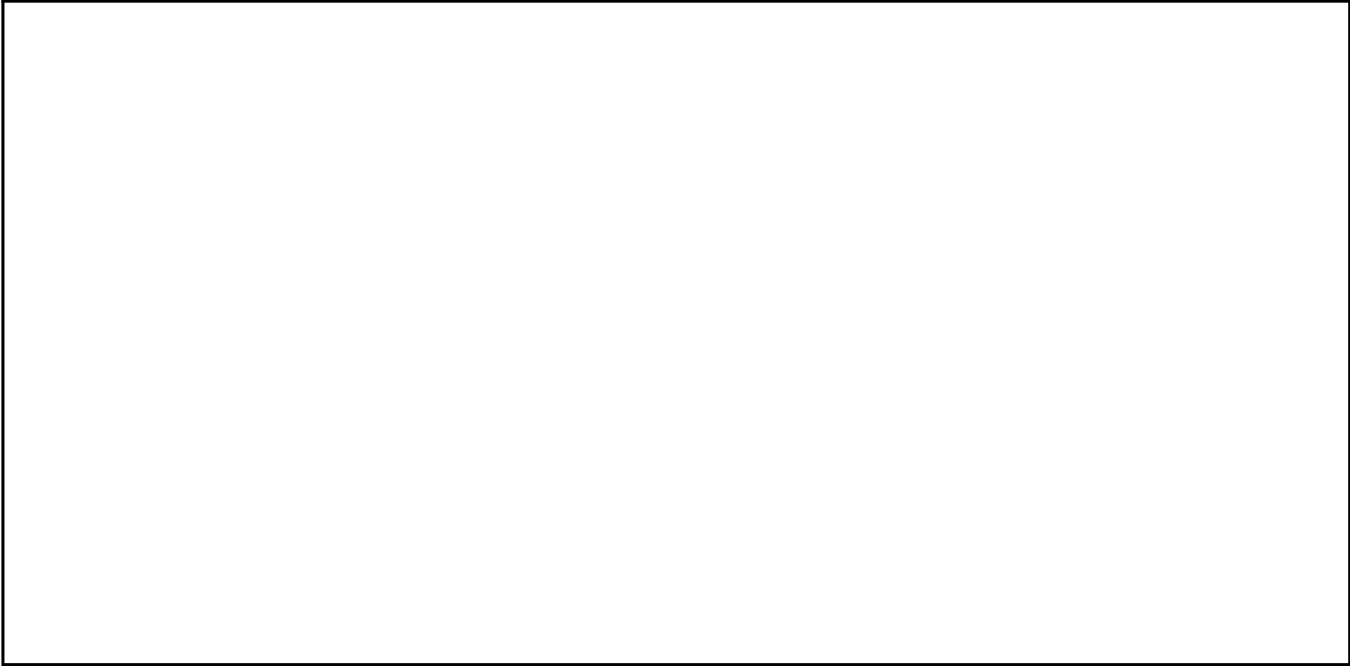
(1) 名称 シンテイ警備株式会社

(2) 所在地 中央区新富一丁目8番8号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁東大和警察署の管轄区域

(2) 期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで



発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001



この用紙は、100%再生紙のうえ
リサイクルできます。

